

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.114】

補 助 金 名 称	旭川赤十字病院救命救急センター運営費補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(運営費補助)					始期	S56		終期	—
予 算 事 業 名	急病対策費					(事業コード)		022126		
所 管 部 署	健康保健 部 保健総務 課					電話番号		内線 2948		
交付先(団体、個人等)	旭川赤十字病院									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		旭川赤十字病院が実施する救命救急センター							
	(意図) どういう状態にしたい		三次救急医療機関として高度な専門医療機能を有する当該センターにおいて、重篤救急患者の救命医療を確保し、市民の健康と生命を守る。							
対象事業等の内容	重篤救急患者の救命医療を確保するため、三次救急医療機関として高度な専門医療機能を有する当該センターに対し、運営費補助金を交付する。									
積算方法	補助金対象経費から寄附金その他の収入を控除した額と基準額とを比較し、少ない方の額に10分の1を乗じた額を予算の範囲内で交付する。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 開設日数					②				
	単位: 日					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	365	365	365	366	365					
成果指標と過去5年間の実績	① 患者数					②				
	単位: 人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	8,304	8,736	9,371	8,857	8,609					

2 収支状況等

単位: 千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		7,020	7,020	7,020	7,020	7,020
		北海道補助金		35,253	35,253	35,253	35,253	35,253
		他市町村会補助金		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
		医業収益		2,888,929	2,869,070	2,901,431	3,176,675	3,176,675
		設置者繰入金		245,672	192,639	437,446	245,720	245,720
	収入合計		3,181,874	3,108,982	3,386,150	3,469,668	3,469,668	
	市補助率(%)		0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	
	支出合計		3,181,874	3,108,982	3,386,150	3,469,668	3,469,668	
	うち食糧費、交際費							
次年度繰越		0	0	0	0	0		
市負担額	一般財源		7,020	7,020	7,020	7,020	7,020	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
			金額	751	767	776	783	808
	臨時・嘱託／会計年度任用職員							
	その他事務費							
合計		7,771	7,787	7,796	7,803	7,828		
受益対象者数				8,736	9,371	8,857	8,609	8,609
補助金単位コスト(単位:円)				890	831	880	906	909
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			会計処理については、例年日本赤十字社総会にて承認された決算に係る監査報告書の提出をもって適正に処理されていることを確認している。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
2 公益性	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		他の医療機関では対応できない重篤な患者を最終的に受け入れる役割を果たすことで、不特定多数の市民へ直接的・間接的に効果が行き渡っている。	■ 公益性が高い
		また、同様の事業を行っている民間団体等もない。	□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		当該センターは、初療及び二次医療機関からの転送患者を受け入れる後方病院であり、これらの医療機関及び救急搬送機関との連携の下に、24時間体制で重篤患者を受け入れ、診療を行っており、北海道医療計画において三次医療機関として位置づけられているため。	■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		当該センターは、費用が収益を上回っており、補助金の交付により運営が確保されている。また、年間を通じて重篤救急患者の救命医療が行われている。	■ 効果が高い
		過去5年間の患者数の合計は、43,877人である。	□ 効果が高いとは言えない
5 その他	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川赤十字病院救命救急センター運営費補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	救命救急センターは市民の生命を守るため必要な施設であり、運営事業の支出超過が続いていることからセンターを維持するため補助金交付を継続する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.115】

補 助 金 名 称	旭川市医師会看護専門学校運営補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(運営費補助)					始期	S55		終期	—
予 算 事 業 名	旭川市医師会看護専門学校運営補助金					(事業コード)		022128		
所 管 部 署	健康保健 部		保健総務 課		(地域医療担当) 係		電話番号	内線2948		
交付先(団体、個人等)	一般社団法人 旭川市医師会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		一般社団法人旭川市医師会が設置する旭川市医師会看護専門学校の運営							
	(意図) どういう状態にしたい		看護師及び准看護師の養成を通じて、医療従事者を確保し適正な医療サービスの提供を図る。							
対象事業等の内容	地域における医療従事者を確保するため、看護師及び准看護師の養成を行う当該校の運営費に対し補助を行う。									
積算方法	補助対象経費から当該年度の北海道補助金額を控除した額を超えない額であり、かつ前年度の北海道補助金額の10分の1以内及び予算の範囲内の額									
事業量指標と過去5年間の実績	① 当該学校卒業者の看護師等就業者数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	88	74	73	60	60					
成果指標と過去5年間の実績	① 市内の人口10万対看護師数					② 当学校卒業者の市内医療機関への就職率				
	単位:人					単位:人				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	1,629	—	1,695	—	未確定	73.1	70.1	69.5	73.0	65.8

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		3,308	2,791	4,125	2,386	1,020
		市補助金		2,146	2,146	2,146	2,146	2,146
		市以外の補助金		46,640	46,633	44,627	42,646	38,197
		事業収入		155,251	148,144	127,096	112,353	86,578
		繰入金		11,770	8,330	42,490	47,420	83,450
		その他(雑収入)		1,866	1,497	1,141	794	470
	収入合計		220,981	209,541	221,625	207,745	211,861	
	市補助率(%)		1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	
	支出合計		218,190	205,416	219,239	204,338	211,861	
	うち食糧費、交際費		177	80	75	60	140	
次年度繰越		2,791	4,125	2,386	3,407	0		
市負担額	一般財源		2,146	2,146	2,146	2,146	2,146	
	特定財源							
	人件費	正職員	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	
		人工金額	150	153	155	157	162	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		2,296	2,299	2,301	2,303	2,308	
受益対象者数		329,822	326,057	322,527	318,088	314,101		
補助金単位コスト(単位:円)		7	7	7	7	7		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			会計処理については、例年監査報告を受けており、適正に処理されている。 繰越金が補助額を超過した理由は、積立金を取り崩して運営費を確保していたが、新型コロナウイルス感染症による行事の縮小、医療機関での実習中止、退学者による実習委託料の減少等により、当初の予算よりも運営費が抑えられたためである。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付 基準 との 適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
◇ 上記以外		□ 合致しない	
(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満	
	◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
	◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	(6)支出を証する書類の添付	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。		■ 概ね合致する	
◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)			
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する) 准看護師の養成及び准看護師から看護師への養成並びに日中働きながら看護師を目指すことができる、市内で唯一の看護師養成機関である。		(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する) 看護師の需要は増大が見込まれており、養成に対する補助は優先的に進めていくべき施策である。		(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する) 看護師等の就業者数は100人前後で推移し、市内への就業率は平成29年度以降70%程度を維持しており、市内の看護師数の維持に寄与している。		(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。 1(2)間接的な受益者は全市民であり、受益者負担の設定にはなじまない。 1(4)看護師及び准看護師を養成する事業の運営費の一部を補助することによって、医療従事者の確保を図ることを目的としていることから、当該事業を継続して実施する必要がある、終期の設定はなじまない。		

4令和3年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市医師会看護専門学校運営補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	現状においては、看護師確保のために意義があると認められるが、補助金の交付に当たっては、その都度妥当性の判断を行う必要がある。
解決に向けた取組	看護職員需要推計や成果指標等を参考とし、都度、補助金交付の妥当性を検討する。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	高齢化の進行や地域医療構想により、今後は在宅・介護分野への看護職の需要増が見込まれており、人材確保や育成を行う必要がある。旭川市医師会看護専門学校は、日中働きながら看護師を目指すことを可能にする事業を行っている、市内で唯一の看護師養成機関であり、より幅広い対象者が看護職を目指すことができるよう、支援を継続する必要がある。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.116】

補 助 金 名 称	歯科医療従事者養成事業補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	R2		終期	—
予 算 事 業 名	歯科医療従事者養成事業補助金					(事業コード)		022130		
所 管 部 署	健康保健 部		保健総務 課		(地域医療担当) 係		電話番号		内線2948	
交付先(団体、個人等)	一般社団法人 旭川歯科医師会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		一般社団法人 旭川歯科医師会が実施する歯科医療従事者養成事業							
	(意図) どういう状態にしたい		摂食嚥下障害を持つ者を対象としたリハビリ指導及び在宅歯科診療を含む高度な技術を持つ歯科医療従事者を養成し、市民の健康と生命を守る。							
対象事業等の内容	摂食嚥下障害を持つ者を対象としたリハビリ指導及び在宅歯科診療を含む高度な技術を持つ歯科医療従事者を養成し、摂食嚥下障害等に対応する歯科医療体制を整備するため、一般社団法人旭川歯科医師会が実施する事業に要する経費に対し補助を行う。									
積算方法	講師手当など補助対象経費の2分の1以内の額を毎年度予算の範囲内で交付する。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 研修会開催数					②				
	単位:回					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	18	24	24	23	27					
成果指標と過去5年間の実績	① 養成者数(延べ人数)					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	28	28	28	29	29					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		300	300	300	300	300
		協議会負担						
		設置者繰入金		649	506	488	360	433
		その他						
	収入合計		949	806	788	660	733	
	市補助率(%)		31.6%	37.2%	38.1%	45.5%	40.9%	
支出合計			949	806	788	660	733	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		0	0	0	0	0	
市負担額	一般財源		300	300	300	300	300	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
			金額	751	767	776	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		1,051	1,067	1,076	1,083	1,108	
受益対象者数		86	57	67	163	163		
補助金単位コスト(単位:円)		12,221	18,719	16,060	6,644	6,798		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
				◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
				◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
本事業に係る収支決算書及び領収書すべてを監査しており、本補助金を活用し適切に支払いが行われていることを確認している。 また、旭川歯科医師会総会にて承認された決算に係る監査報告を受けており、適正に処理されていることを確認している。 なお、令和6年度監査報告は令和7年6月を予定している。								

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
			□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
2 公益性	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		・嚥下障害を持つ患者に対する高度な医療技術を持つ歯科医療従事者を養成することで、不特定多数の市民へ直接的・間接的に効果が行き渡っている。また、同様の事業を行っている民間団体等もない。	■ 公益性が高い
	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		超高齢化が進むことにより、障害を持つ市民や通院が困難な市民は確実に増加する中で、摂食嚥下機能を維持し健康の保持増進を行うためには、リハビリ指導や在宅歯科診療に関する高度な技術を持つ歯科医療従事者の養成が必要である。	■ 必要性が高い
4 効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		・研修会及び実地研修の実施により、養成歯科医療従事者数は増加傾向にあり、高齢化による将来需要増に対する体制整備のため、人的資源の確保に寄与している。 (養成者数 延べ29人)	■ 効果が高い
	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	□ 効果が高いとは言えない
		1(4)高度な技術をもつ歯科医療従事者を養成する事業の運営費の一部を補助することによって、地域の歯科医療体制を整備することを目的としていることから、当該事業を継続して実施する必要がある、終期の設定はなじまない。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	歯科医療従事者養成事業補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	一層効果的な事業の実施。
解決に向けた取組	歯科医療を支える専門職の質の向上と人材の確保を図るため、事業の充実について歯科医師会と事業の企画等において連携を図る。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	令和3年度行政評価を踏まえ、高度な技術を持つ歯科医療従事者の確保と技術の向上の視点から、改めて事業効果の検証等を行い、必要な改善を検討する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要 【No.117】

補 助 金 名 称	アピアランスケア推進補助金									
補 助 金 の 性 格	個人への事業費補助					始期	R6		終期	-
予 算 事 業 名	がん対策費					(事業コード)		021108		
所 管 部 署	健康保健 部 健康推進 課					電話番号		内線2951		
交付先(団体、個人等)	次のいずれにも該当する者 (1) 申請時において、旭川市の住民基本台帳に記載されている者 (2) がんと診断され、治療中又は過去に治療を受けたことがあり、治療による外見変化に対処するため、助成対象経費を支出した者									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		がん治療によるアピアランス(外見)の変化を受けた方							
	(意図) どういう状態にしたい		ウィッグ、胸部補整具及びエピテーゼの購入費用の一部を助成することにより、外見変化による心理的負担を軽減し、就労等の社会生活の継続及び療養生活の質の向上を図る							
対象事業等の内容	ウィッグ、胸部補正具、エピテーゼの3つの区分で助成する。助成の対象となる補整具等は次のとおり。 ウィッグ:ウィッグ(装着用ネットを含む)、脱毛症状に対応するための帽子(インナーキャップを含む) 胸部補整具:補整パッド、補整下着、人工乳房、人工乳頭 エピテーゼ:体の部位を補完する人工物(人工乳房は胸部補整具に含む)									
積算方法	区分ごとに、助成対象経費に3分の1を乗じた額(その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)と2万円のいずれか少ない額									
事業量指標と過去5年間の実績	① 助成交付件数					②				
	単位:件					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
					93					
成果指標と過去5年間の実績	① 補助金交付総額					②				
	単位:千円					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
					1,523					

2 収支状況等 単位:千円

			令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金				1,523	3,000	
		協議会負担						
		自己負担				8,782	17,000	
		その他						
	収入合計					10,305	20,000	
	市補助率(%)					14.8%	15.0%	
	支出合計					10,305	20,000	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越					0	0	
市負担額	一般財源					1,523	3,000	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額				0.3	0.3
		臨時・嘱託／会計年度任用職員					2,350	2,423
	その他事務費							
	合計					3,873	5,423	
	受益対象者数					93	150	
補助金単位コスト(単位:円)						41,645	36,153	
適格性			◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
			◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			旭川市がん患者のためのアピアランスケア助成事業実施要綱に基づき実施する。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基 準との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◆ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	(※左欄2項目とも適合)
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する
		◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	患者を心理的・経済的に支援することにより、社会的参加の継続や患者の自己イメージの維持を確保することが期待できる。それにより、生活の質を高めると共に、社会全体の偏見を軽減する役割も期待されるため、その公益性は非常に高いと考えられる。		■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	患者が経済的負担を感じずに必要なケアを受けられると共に、外見に関する不安を軽減させることが期待できる。そのため本補助金の必要性は高いと考えられる。		■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	ウイッグ等の費用を一部助成することで、今まで購入を迷ったり諦めていた方が購入を検討をしたり、実際に購入する等のきっかけになっている。また、医療機関側も助成があることで患者に対して購入を勧めやすい状況となっている。本事業を活用し、外見変化による負担を軽減することで、市民の社会的参加の継続やQOLの向上に寄与している。		■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	1-(4)がん治療によるアピアランス(外見)の変化を受けた方の心理的負担の軽減、就労等の社会生活の継続及び療養生活の質の向上を図るために有効な事業であり、継続して取り組む必要があるため、終期を設定していない。		

4令和3年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
-	-
(2)対応年度	具体的な内容と効果
-	-
(その他の見直し)	
見直しの年度	具体的な内容と効果
-	-

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	令和6年8月に開始された事業であることから、今後も広く市民に対し周知していく必要がある
解決に向けた取組	市民広報等への掲載

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	がん治療によるアピアランス(外見)の変化を受けた方の心理的負担の軽減、就労等の社会生活の継続及び療養生活の質の向上を図るために有効な事業であるため、補助金を継続する。
外部評価	-	-
2次評価	継続	-

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.118】

補 助 金 名 称	あさひかわ健康まつり実行委員会負担金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	R4		終期	-
予 算 事 業 名	健康増進対策費					(事業コード)	021118			
所 管 部 署	健康保健 部 健康推進 課					電話番号	内線2920			
交付先(団体、個人等)	あさひかわ健康まつり実行委員会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して	あさひかわ健康まつり実行委員会								
	(意図) どういう状態にしたい	健康まつり開催により、市民の主体的な健康づくりへの動機付けと意識啓発につなげる。								
対象事業等の内容	旭川市及び関係機関・団体等が連携し、健康づくりに関する最新情報や各種健診等、より専門的な普及啓発や体験をする機会を提供する健康まつりを開催するもの									
積算方法	当該会計年度予算の範囲内で定める額を限度として、事業実施に要する経費のうち負担対象経費の総額									
事業量指標と過去5年間の実績	① あさひかわ健康まつり開催回数					②				
	単位:回					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
			1	1	1					
成果指標と過去5年間の実績	① あさひかわ健康まつり来場者数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
			1,096	2,137	2,815					

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越					14	22
		市負担金			176	750	750	750
		他負担金			35	305	300	330
		協賛金			100	250	250	350
		その他						
	収入合計			311	1,305	1,314	1,452	
	市補助率(%)			56.6%	57.5%	57.1%	51.7%	
	支出合計			311	1,291	1,292	1,452	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越			0	14	22	0	
市負担額	一般財源			176	550	550	550	
	特定財源			0	200	200	200	
	人件費	正職員	人工金額		0.2	0.2	0.2	0.2
					1,535	1,551	1,567	1,615
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計			1,711	2,301	2,317	2,365	
受益対象者数			1,096	2,137	2,815	3,000		
補助金単位コスト(単位:円)			1,561	1,077	823	788		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			総会において、監査報告が行われている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基準 との適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		□ 有(4年未満)	
◇ 奨励目的の補助、終期を設定		□ 有(4年以上)	
◆ 終期末設定で、補助継続4年以上		□ 継続4年未満	
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
	◇ 上記以外	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない	
(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
	◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施		
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。		
	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	◆ 上記以外	■ 合致する
			□ 合致しない
3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	□ 概ね合致する
		◆ 上記以外	□ 合致しない
4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		あさひかわ健康まつり実行委員会は本市と医療職能団体を含む複数の関係団体で構成されている。それら関係団体が一堂に会して、市民の健康づくりに向けたイベントを開催するものであり、本事業に類似したサービス等を提供する団体等がほかにない。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
5 その他	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		あさひかわ健康まつりが開催された結果、多くの市民が来場し、市民の主体的な健康づくりへの動機付けと意識啓発に寄与することができた。	■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
6 全体的評価	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		あさひかわ健康まつりが開催された結果、多くの市民が来場し、市民の主体的な健康づくりへの動機付けと意識啓発に寄与することができた。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
7 結果欄	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
		1(2)市民の健康づくりを目的とした事業であることから、その性質に鑑み、受益者負担を設定していない。	
		1(3)市民の健康づくりを目的とした事業であり公益性が高く、市が積極的に関与すべきものであることから、補助率の参考基準を適用していない。	
8 その他	1(4)市民の健康づくりに寄与する事業であり、市が主催団体の一員として実施するものであることから、終期の設定はなじまない。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	-
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
-	-
(2)対応年度	具体的な内容と効果
-	-

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
-	-

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	-
解決に向けた取組	-

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	市民の主体的な健康づくりへの動機付けと意識啓発に資する事業であり、本市の健康づくり施策を進める上で継続して実施する必要のある取組であるため。
外部評価	-	-
2次評価	継続	-

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.119】

補 助 金 名 称	上川中部地域歯科保健推進協議会運営費負担金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(運営費補助)					始期	H7		終期	-
予 算 事 業 名	歯科保健推進費					(事業コード)		021119		
所 管 部 署	健康保健 部 健康推進 課					電話番号		内線 2920		
交付先(団体、個人等)	上川中部地域歯科保健推進協議会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		上川中部地域歯科保健推進協議会							
	(意図) どういう状態にしたい		広域的な歯科保健対策を推進し、口腔衛生の啓発と知識の普及を図る。							
対象事業等の内容	上川中部圏域の住民に対して、歯科保健に関する研修会及び講演会等の企画などの口腔衛生普及啓発を行う当該協議会に対し、運営費負担金を交付する。									
積算方法	負担対象経費の合計に2分の1を乗じた額と、当該会計年度予算額を比較して少ない方の額。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 主催事業開催延回数					② 主催事業参加延人数				
	単位:回					単位:人				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	-	3	1	3	2	-	145	142	192	210
成果指標と過去5年間の実績	① 8020高齢者の歯のコンクール応募者数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	-	-	158	127	156					

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		18	17	5	16	15
		市負担金		760	760	760	760	760
		協議会負担		600	600	600	600	600
				180	180	180	180	180
		その他						
	収入合計		1,558	1,557	1,545	1,557	1,555	
	市補助率(%)		48.8%	48.8%	49.2%	48.8%	48.9%	
	支出合計		1,541	1,552	1,529	1,542	1,555	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		17	5	16	15	0	
市負担額	一般財源		760	760	760	760	760	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額	0.05	0.05	0.05	0.1	0.1
				375	384	388	392	404
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		1,135	1,144	1,148	1,152	1,164	
受益対象者数			382,067	377,622	371,394	368,499	364,028	
補助金単位コスト(単位:円)			3	3	3	3	3	
適格性			◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない					
			◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
			◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
			◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			総会において、監事から会計監査報告が行われている。繰越金については、実績報告時に確認し、妥当な状況となっている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 上記以外	□ 合致しない
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		□ 有(4年未満)	
◇ 奨励目的の補助、終期を設定		□ 有(4年以上)	
◆ 終期末設定で、補助継続4年以上		□ 継続4年未満	
(5)交付規程(支出根拠)		□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
		■ 同一団体補助だが、見直し設定していない	
(6)支出を証する書類の添付		□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する(※左欄2項目とも適合)	
2 公益性	◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施		
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する	
	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
3 必要性	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	上川中部1市9町及び旭川歯科医師会等の関係団体により構成され、広域的な歯科保健事業を行う団体である。	■ 公益性が高い	
4 効果		□ 公益性が高いとは言えない	
	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	上川中部1市9町及び旭川歯科医師会が運営に要する経費を負担している。補助金廃止の場合には、運営に多大な支障が出ることが考えられ、歯科疾患の減少、医療費の圧縮等に悪影響がある。	■ 必要性が高い	
5 その他		□ 必要性が高いとは言えない	
	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	関係機関・団体等が連携し、継続的に様々な活動が展開され、地域住民の口腔の健康に関する意識や行動の改善がみられる(80歳で20歯以上有する人が、24.4%(H23)から37.7%(H28)、38.3%(R4)へ増加しているほか、各種健康指標も増加している。「健康日本21旭川計画アンケート調査結果より」)。	■ 効果が高い	
6 その他		□ 効果が高いとは言えない	
	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	1(2)(4) 上川中部地域における歯科保健の推進のために設立された団体であり、受益者負担を設定した事業を行っておらず、また、継続的に取り組む必要があるため、終期設定はしていない。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	上川中部地域歯科保健推進協議会運営費負担金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	引き続き、一層効果的な事業となるよう内容及び啓発・周知方法等を検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
令和4年度以降	関係職種間の連携を図りながら口腔衛生の啓発と知識の普及を推進した。市主催イベントへの参加やアプリでのイベント周知など、より効果的な事業の実施を図った。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	一層効果的な事業の実施。
解決に向けた取組	事業の企画実施において、広く関係機関・団体との連携を密にし、各種事業の充実を図る。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	引き続き、一層効果的な事業実施のため、内容及び周知方法等を検討する。
外部評価	－	－
2次評価	継続	－

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.120】

補 助 金 名 称	幼児むし歯予防(フッ素洗口)事業補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	H7		終期	-
予 算 事 業 名	歯科保健推進費					(事業コード)		021119		
所 管 部 署	健康保健 部 健康推進 課					電話番号		内線2920		
交付先(団体、個人等)	一般社団法人 旭川歯科医師会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		一般社団法人 旭川歯科医師会が実施する幼児むし歯予防(フッ素洗口)事業							
	(意図) どういう状態にしたい		フッ素洗口を実施することにより、むし歯になりやすい時期である幼児の歯質の強化を図り、歯科疾患の予防に努める。							
対象事業等の内容	・フッ素洗口 ・フッ素洗口実施指導 ・父母等に対するフッ素洗口法によるむし歯予防啓発活動									
積算方法	補助対象経費の総額と本市の当該会計年度予算額を比較して少ない方の額									
事業量指標と過去5年間の実績	① フッ素洗口実施人数					② フッ素洗口啓発・指導箇所件数				
	単位:人					単位:件				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	1,858	1,617	1,442	1,491	1,522	41	36	34	36	41
成果指標と過去5年間の実績	① 12歳児のむし歯数					②				
	単位:本					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	0.8	0.7	0.8	0.8	0.6					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		958	781	837	910	1,000
		協議会負担		0	0	0	0	0
		その他						
	収入合計		958	781	837	910	1,000	
	市補助率(%)		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	支出合計		958	781	837	910	1,000	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		0	0	0	0	0	
市負担額	一般財源		958	781	837	910	1,000	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
				375	384	388	392	404
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		1,333	1,165	1,225	1,302	1,404	
受益対象者数			1,617	1,442	1,491	1,522	1,522	
補助金単位コスト(単位:円)			824	808	822	855	922	
適格性		共通事項	◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
		団体の運営、 会計処理等	◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
		総会において、監事から会計監査報告が行われている。						

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満	
◇ 奨励目的の補助、終期を設定		□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
◆ 終期末設定で、補助継続4年以上		■ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
(6)支出を証する 書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)	
	◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	■ 概ね合致する	
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。		
	◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	□ 合致しない	
	◇ 上記以外		
2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	就学前の幼稚園・保育園児等に対する歯科保健対策は他になく、重点施策である子育て支援の観点からも、推進すべき事業である。	■ 公益性が高い	
		□ 公益性が高いとは言えない	
3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	補助金廃止の場合には、事業の維持が困難となり、むし歯などによる患者の減少や医療費の圧縮等に悪影響がある。	■ 必要性が高い	
		□ 必要性が高いとは言えない	
4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	幼児期から継続的にフッ化物洗口が実施されるとともに、むし歯予防に対する意識が高まり、児童のむし歯の減少がみられる(市内12歳児の平均むし歯本数が、小学校においてもフッ素洗口が開始された平成24年度の1.6本から減少している)。	■ 効果が高い	
		□ 効果が高いとは言えない	
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	・今後さらにフッ化物洗口の普及を進めていくべきとの考えから、現段階では受益者負担を求めている。		
	・積極的に支援すべき政策的事業であることから、交付基準のただし書きにより、補助率の参考基準を適用していない。		
	・フッ化物洗口の普及のため継続して行う必要があり、終期設定はしていない。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	幼児むし歯予防(フッ素洗口)事業補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	-
(2)対応年度	具体的な内容と効果
-	-

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
-	-

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	一層の普及推進
解決に向けた取組	実施主体である旭川歯科医師会や関係機関・団体と連携し、フッ化物洗口の理解促進につながる効果的な情報提供を行う。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	保護者や保育関係者が効果的にむし歯予防を実施できる環境が提供されており、国の歯科口腔保健の推進に関する基本的事項や北海道歯科保健医療計画においても普及が推進されていることなどを踏まえ、今後更なる普及を推進するためにも事業の継続が必要である。
外部評価	-	-
2次評価	継続	-

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.121】

補 助 金 名 称	旭川市献血推進協議会負担金									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	H13		終期	—
予 算 事 業 名	医療薬事指導費					(事業コード)		022124		
所 管 部 署	健康保健 部 保健所 医務薬務 課						電話番号		内線2943	
交付先(団体、個人等)	旭川市献血推進協議会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		各種献血推進キャンペーンの実施を通じて献血の普及広報活動を行う旭川市献血推進協議会							
	(意図) どういう状態にしたい		献血思想の普及啓発を図り、医療に要する血液の安定供給を確保する体制を確立する。							
対象事業等の内容	各種献血推進キャンペーンの実施に対し負担金を交付するもので、これにより献血の推進が図られ、血液の安定供給が確保される。									
積算方法	交付対象経費は、旭川市献血推進協議会の事業費のうち普及広報活動に要する経費(飲食に要する経費は対象外)としており、当該経費の総支出額と予算で定めた額を比較して少ない方の額としている。									
事業量指標と過去5年間の実績	① キャンペーン開催回数					②				
	単位:回					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	2	2	3	4	4					
成果指標と過去5年間の実績	① 献血者数					② 血液製剤供給数				
	単位:人					単位:個				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	26,243	26,346	25,906	25,077	25,305	152,866	126,948	137,541	143,368	107,818

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		55	60	58	62	80
		市負担金		250	200	200	200	200
		協議会負担		105	115	105	110	110
		その他						
	収入合計		410	375	363	373	390	
	市補助率(%)		61.0%	53.3%	55.1%	53.6%	51.3%	
	支出合計		350	317	301	293	330	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		60	58	62	80	60	
市負担額	一般財源		250	200	200	200	200	
	特定財源							
	人件費	正職員	0.05	0.05	0.05	0.10	0.10	
		人工金額	375	384	388	783	808	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		625	584	588	983	1,008	
受益対象者数		329,822	326,057	322,527	318,088	314,101		
補助金単位コスト(単位:円)		2	2	2	3	3		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
				◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
				◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
		会計処理については、事務局長の責任の下に行われており、監事から監査報告を受けていることから、適正に処理されている。 繰越金については、負担金交付までに必要な最低限度の運営資金として認められる範囲であり妥当である。						

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
			□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
2 公益性	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		負担金交付対象の各種献血推進キャンペーンは、参加対象を限定しておらず、広く市民に献血に関する理解と献血思想の普及を図っており、不特定多数の市民に効果が行きわたっている。	■ 公益性が高い
	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		当該事業に類似したサービス等を提供する団体等がない。	■ 必要性が高い
4 効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		各種献血推進キャンペーンは、年間を通しての広報活動やPRの効果もあり、前年度に比べ、年間の献血者数が増加した。	■ 効果が高い
	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	□ 効果が高いとは言えない
		献血思想の普及徹底を図り、医療に要する血液の安定供給を確保する体制を確立するための事業は、受益者の負担を求めるものではない。	
	5その他	また、当該事業は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に規定された市の責務と密接に関わりを有しているため、補助率の参考基準や終期の設定はなじまない。	
	5その他		
	5その他		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	旭川市献血推進協議会負担金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	他都市の状況等を参考に補助率や必要性を改めて精査すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
令和4年度	負担金(20%)減額(令和4年度)

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
平成17、18、20、26年度	交付要綱の制定(平成17年度)、負担金(10%)減額(平成18年度)、負担金(20%)減額(平成20年度)、負担金(38,000円)減額(平成26年度)

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	市の補助率が高く、補助金額の変更が事業執行に与える影響が大きいこと。
解決に向けた取組	他都市の状況を勘案し、一層効果的な事業となるよう検討する。

6全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	市の負担が事業予算に占める割合が高く、負担金がなければ効果的な献血推進キャンペーンを実施することが困難となり、血液の安定供給に支障を来す恐れがある。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.122】

補 助 金 名 称	旭川市骨髓等ドナー助成金									
補 助 金 の 性 格	個人への事業費補助					始期	R6		終期	-
予 算 事 業 名	地域保健対策推進費					(事業コード)		022125		
所 管 部 署	健康保健 部		医務薬務 課			係	電話番号		内線2946	
交付先(団体、個人等)	次のいずれにも該当する者とする。 (1)日本骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業において、骨髓等の提供に関する最終同意書に署名をしていること。 (2)骨髓等の提供に関する他の助成金等を受けていないこと。 (3)旭川市内に住所を有していること。									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		公益財団法人日本骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業において骨髓等を提供した者に対し交付する。							
	(意図) どういう状態にしたい		ドナーの負担を軽減し、骨髓又は末梢血幹細胞の移植及びドナー登録の推進を図る。							
対象事業等の内容	骨髓又は末梢血幹細胞(以下「骨髓等」という。)の移植及びドナー登録の推進を図るために、公益財団法人日本骨髓バンク(以下「日本骨髓バンク」という。)が実施する骨髓バンク事業において骨髓等を提供した者に対し、旭川市骨髓等ドナー助成金(以下「助成金」という。)を交付する。									
積算方法	骨髓等の提供に係る通院及び入院の日数に1万円を乗じて得た額とし、助成金の交付の対象となる日数の上限は10 日とする。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 助成件数					② 助成金額				
	単位:件					単位:千円				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
					0					0
成果指標と過去5年間の実績	① 助成件数					② 助成金額				
	単位:件					単位:千円				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
					0					0

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						0
		市補助金						500
		協議会負担						0
		道交付金						0
		その他						
	収入合計						500	
	市補助率(%)						100.0%	
	支出合計						500	
	うち食糧費、交際費						0	
	次年度繰越						0	
市負担額	一般財源						250	
	特定財源						250	
	人件費	正職員	人工金額					0.2
								1,615
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費						0	
	合計						2,115	
受益対象者数							5	
補助金単位コスト(単位:円)							423,000	
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である 旭川市骨髓等ドナー助成金交付要綱に基づき実施する。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付 基準 との 適合 性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
	(3)補助率の参考基準	◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
2 公益 性	(4)見直し期間(終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
			□ 同一団体補助だが、見直し設定していない
			□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
3 必要 性	(7)支出を証する書類の添付	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する
		◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
4 効果	(8)その他	◇ 上記以外	□ 合致しない
		(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		骨髄又は末梢血幹細胞の移植は、白血病やその他の血液疾患の治療に有効な手段であり、移植には骨髄等を提供してくれるドナーが必要となる。骨髄等ドナー助成金は、ドナーを経済的にサポートし、ドナー登録を促進することで、より多くの患者の命を救うことに貢献すると考えられる。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
5 その他	(9)その他	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		ドナーの負担を軽減し、骨髄又は末梢血幹細胞の移植及びドナー登録の推進が図られるため。	■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
		(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
6 全体的 評価	(10)その他	令和6年度開始であるが、まだ実績はない。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
		「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		骨髄ドナー登録の普及を図り、骨髄を提供してくれるドナーを確保する体制を確立するための事業は、受益者の負担を求めるものではない。 また、補助率の参考基準に馴染まない。	

4 令和3年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5 補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	実績がないため、具体的な課題はない。
解決に向けた取組	今後の実績や、他自治体の取組を参考に対応する。

6 全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	ドナーの負担を軽減し、骨髄又は末梢血幹細胞の移植及びドナー登録の推進を図るために有効な事業であるため。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要 【No.123】

補 助 金 名 称	定期の予防接種に係る接種費用補助金									
補 助 金 の 性 格	個人等への補助					始期	H27		終期	-
予 算 事 業 名	予防接種費					(事業コード)	023109			
所 管 部 署	健康保健 部 保健所 保健予防 課					保健予防 係	電話番号	内線 2953		
交付先(団体、個人等)	個人									
交付目的	(対象) 誰、何に対して	・接種日において本市に住民登録している者のうち、保護者の里帰り出産等の理由により、本市以外で定期接種を受けた者の保護者等で、事前に本市から予防接種実施依頼書の交付を受けた者 ・HPVワクチンの積極的勧奨の差控えにより、定期の予防接種の機会を逃した平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女性(令和4年4月1日時点で旭川市に住民登録があり、16歳となる年度の末日までに3回接種を完了していない者)であって、定期接種の対象年齢を過ぎて、17歳となる日の属する年度から令和3年度末日までに、HPVワクチンの任意接種(2価、4価ワクチン)を受けた者で、償還払を受けようとする接種回数分のキャッチアップ接種を受けていない者等								
	(意図) どういう状態にしたい	公衆衛生の見地から、予防接種を実施し国民の健康の保持に寄与するという目的を達成するため、定期接種を受ける機会を確保するとともに、市内で接種する方との格差是正を図る。また、任意接種費用の補助(償還払)により、定期の予防接種として無料で接種した者との格差是正を図る。								
対象事業等の内容	・A類疾病について、里帰り出産等の理由により、本市で定期接種を受けることが困難な者に対し、市外で接種費用を負担した場合に、本市における接種委託料を上限として補助する。平成25年3月の「予防接種法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」を受け、平成27年度より実施している。 ・HPVワクチンの積極的勧奨の差控えにより、定期の予防接種の機会を逃した平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女性(令和4年4月1日時点で旭川市に住民登録があり、16歳となる年度の末日までに3回接種を完了していない者)であって、定期接種の対象年齢を過ぎて、17歳となる日の属する年度から令和3年度末日までに、HPVワクチンの任意接種(2価、4価ワクチン)を受けた者で、償還払を受けようとする接種回数分のキャッチアップ接種を受けていない者等に対し、本市における接種委託料を上限として任意接種費用を補助(償還払)。									
積算方法	市外で接種及び任意接種した際の接種費用の実費分について、領収書を元に審査し、本市における接種委託料を上限として補助する。 ただし、市外で接種した場合は、年度内の接種分について、当該年度中に申請があったものに限る。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 予防接種実施者数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	49	53	91	74	104					
成果指標と過去5年間の実績	① 補助金交付総額					②				
	単位:千円					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	1,997	2,764	3,724	3,492	5,238					

2 収支状況等 単位: 千円

			令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越					
		市補助金	2,764	3,724	3,492	5,238	4,975
		協議会負担					
		その他					
	収入合計		2,764	3,724	3,492	5,238	4,975
	市補助率(%)		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	支出合計		2,764	3,724	3,492	5,238	4,975
	うち食糧費、交際費						
	次年度繰越		0	0	0	0	0
市負担額	一般財源		2,764	3,724	3,492	5,238	4,975
	特定財源						
	人件費	正職員	人工	0.05	0.05	0.05	0.05
			金額	375	384	388	392
		臨時・嘱託／会計年度任用職員					
	その他事務費						
	合計		3,139	4,108	3,880	5,630	5,379
受益対象者数			53	91	74	104	99
補助金単位コスト(単位:円)			59,226	45,143	52,432	54,135	54,333
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
	団体の運営、会計処理等		◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
			◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
			◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
			本補助金は、旭川市定期の予防接種に係る接種費用補助金交付要綱に基づき、里帰り出産等により市外で定期接種を受けた際、保護者等が接種費用を自己負担した分について補助金を交付する事業であり、医療機関から発行された領収書を受領して審査の上、補助金額を決定しており、適正に処理している。				

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
	◇ 個人等に対する利子補給 5%以内		
	(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		□ 有(4年未満)	
◇ 奨励目的の補助、終期を設定		□ 有(4年以上)	
◆ 終期末設定で、補助継続4年以上		□ 継続4年未満	
(5)交付規程 (支出根拠)		■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
		□ 同一団体補助だが、見直し設定していない	
(6)支出を証する 書類の添付		□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	(6)支出を証する 書類の添付	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)
◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施			
◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。		■ 概ね合致する	
◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)			
◇ 上記以外	□ 合致しない		
2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	・定期予防接種及び任意の予防接種費用の補助については、各自治体が実施するものであり、民営化・自立化がなされる余地がないため。		■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	予防接種法に基づき、定期予防接種の実施は、市町村長に実施義務があるため。		■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	里帰り出産等により市内で定期接種を受けることができない者(100人)が、市外での定期の予防接種の実施により、感染予防の目的を達成することができた。		■ 効果が高い
	・定期予防接種の接種勧奨の差控えにより、接種費用が無料の期間を過ぎて任意予防接種を受け自己負担した者(4人)の接種費用の補助により、定期予防接種として無料で接種した者との格差是正を解消することができた。		□ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	1(3)「補助率の参考基準」については、実際に定期接種にかかった実費分に対する補助金のため、合致しない。		

4令和3年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	定期の予防接種に係る接種費用補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	-
(2)対応年度	具体的な内容と効果
-	-

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
-	-

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	-
解決に向けた取組	-

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	公益性、必要性、効果が高い事業のため、今後も継続実施とする。
外部評価	-	-
2次評価	継続	-

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.124】

補 助 金 名 称	特別の理由による任意の予防接種費用補助金									
補 助 金 の 性 格	個人等への補助					始期	R1		終期	-
予 算 事 業 名	予防接種費					(事業コード)		023109		
所 管 部 署	健康保健 部 保健所 保健予防 課					保健予防 係		電話番号	内線 2953	
交付先(団体、個人等)	個人									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		造血幹細胞移植等により接種済みの定期の予防接種の効果が期待できなくなったと医師に判断された者で、再度任意の予防接種を行う日において旭川市に住民登録がある20歳未満の者の保護者等							
	(意図) どういう状態にしたい		定期の予防接種の効果が期待できなくなったと医師に判断された者が、再度任意の予防接種を受けることにより、国民の全体の免疫水準を維持し、感染症のまん延を防止する。							
対象事業等の内容	A類疾病について、造血幹細胞移植等の理由により、既に接種済みの予防接種効果が期待できなくなったと医師が判断した者の保護者等に対し、再度任意の予防接種を行った際の費用について、本市における接種委託料を上限として補助する。									
積算方法	接種費用の実費分について、領収書を元に審査し、本市における接種委託料を上限として補助する。 ただし、年度内の接種分について、当該年度中に申請があったものに限る。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 予防接種実施者数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	0	0	1	2	4					
成果指標と過去5年間の実績	① 補助金交付総額					②				
	単位:千円					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	0	0	11	87	88					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金			11	87	88	305
		協議会負担						
		その他						
	収入合計			11	87	88	305	
	市補助率(%)			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	支出合計			11	87	88	305	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越			0	0	0	0		
市負担額	一般財源			11	87	88	305	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額	0.05	0.05	0.05	0.05	
				384	388	392	404	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計			395	475	480	709	
受益対象者数			1	2	4	4		
補助金単位コスト(単位:円)			395,000	237,500	120,000	177,250		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、会計処理等		◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
		本補助金は、旭川市特別の理由による任意の予防接種費用補助金交付要綱に基づき、造血幹細胞移植等により接種済みの定期の予防接種の効果が期待できなくなったと医師に判断された者が、再度任意で定期接種を受けた際の接種費用の自己負担分について、その保護者等へ補助金を交付する事業であり、医療機関から発行された領収書を受領して審査の上、補助金額を決定しており、適正に処理している。						

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する
		◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	予防接種は、各自治体の実施するものであり、既に接種済みの予防接種効果が期待できなくなったと考えられる者の任意の予防接種に対する補助は、民営化・自立化がなされる余地はないため。		■ 公益性が高い
3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	公衆衛生の見地から、予防接種を実施し国民の健康の保持に寄与するという目的を達成するとともに、既に接種済みの予防接種効果が期待できなくなったと考えられる者が任意の予防接種を行う際の保護者等の経済的負担の軽減を図る事業であり、当該補助事業以外に類似したサービス等を提供する団体等がないため。		■ 必要性が高い
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	補助金の交付により、保護者等の経済的負担を軽減することで、任意の予防接種を受けやすくし、感染症予防の目的を達成することができる。		■ 効果が高い
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		□ 効果が高いとは言えない
	1(3)「補助率の参考基準」については、定期の予防接種に係る予防接種の種類ごとに委託契約している単価を上限とし、実際にかかった実費分に対する補助のため、合致しない。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	特別の理由による任意の予防接種費用補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	-
(2)対応年度	具体的な内容と効果
-	-

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
-	-

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	-
解決に向けた取組	-

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	公益性、必要性、効果が高い事業のため、今後も継続して実施する。
外部評価	-	-
2次評価	継続	-

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要 【No.125】

補 助 金 名 称	旭川いのちの電話相談員養成事業補助金 (令和7年度以降は、旭川いのちの電話運営費及び相談員養成事業補助金)									
補 助 金 の 性 格	団体への事業補助					始期	H11		終期	-
予 算 事 業 名	旭川いのちの電話相談員養成事業補助金					(事業コード)		021116		
所 管 部 署	健康保健 部 保健所 保健予防 課					係	電話番号		内線 2986	
交付先(団体、個人等)	社会福祉法人 旭川いのちの電話									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		相談員養成事業を実施する社会福祉法人旭川いのちの電話							
	(意図) どういう状態にしたい		相談員の養成、確保、資質の向上により、市民の抱える様々な悩みに対応できるようにする。							
対象事業等の内容	市民が抱える様々な悩みに対応する社会福祉法人旭川いのちの電話で活動を行う電話相談員の養成と資質の向上を目的とし、地域福祉の向上を図る。 具体的には、旭川いのちの電話が相談員の養成及び資質向上のために実施する第45期養成講座実習、養成研修、第46期養成養成公開講座、その他の継続研修等及び次年度電話相談員養成講座募集準備が対象事業内容となる。 ※令和7年度以降は、5条庁舎廃止に伴う執務室の移転により生じる賃料等を補助対象経費に追加									
積算方法	対象補助経費に2分の1を乗じた金額と、補助対象経費から補助金収入(北海道, 上川管内町村会)、北海道共同募金収入、事業収入(相談員養成講座受講料)を除いた金額と、当該会計年度予算で定めた範囲内の金額を比較して最も少ない額。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 電話相談員数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	102	94	101	102	94					
成果指標と過去5年間の実績	① 電話相談対応件数					②				
	単位:件					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	10,575	10,833	11,811	12,157	10,734					

2 収支状況等 単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		800	561	800	800	2,800
		道・町村会補助金		1,642	1,642	1,142	1,142	1,142
		共同募金		720	720	720	720	720
		受講料		180	658	97	376	350
		その他		128	95	1,766	307	1,308
	収入合計		3,470	3,676	4,525	3,345	6,320	
	市補助率(%)		23.1%	15.3%	17.7%	23.9%	44.3%	
	支出合計		3,470	3,676	4,525	3,345	6,320	
	うち食糧費、交際費							
次年度繰越		0	0	0	0	0		
市負担額	一般財源		800	561	800	800	2,800	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
			金額	751	767	776	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		1,551	1,328	1,576	1,583	3,608	
受益対象者数		10,833	11,811	12,157	10,734	11,222		
補助金単位コスト(単位:円)		143	112	130	147	322		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営、会計処理等		◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
			◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
		◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である						
		会計処理については事務職員が行い、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けており、適正に処理されている。						

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	(※左欄2項目とも適合)
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている。		■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	補助事業に類似したサービス業等を提供する団体等がない。 廃止・縮小すると市民生活に大きな影響を及ぼす。 厳しい財政状況の中、外の事業と比較しても優先的に進めていくべき施策である。		■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	市民が抱える様々は悩みに対応できるよう電話相談員の安定的な確保のため、今年度においては養成講座・研修を54回実施。新規相談員の養成及び現職向け研修を継続開催し、相談員の減少に歯止めをかけ、かつ、資質の向上を図ることで、市民が安心して相談できる相談体制の維持に貢献し、住民福祉の向上に寄与できている。		■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	1(2)について、補助対象は相談員の養成等に係る事業であるが、受益者は電話により相談する方であり、負担額を設定すること等は馴染まない。		
	1(4)について、社会状況が変化し、ライフスタイルが多様化する一方で、社会の閉塞感により人々の孤独と不安は増しており、当該団体の役割は高まっている。自殺対策の一環として、充実した相談活動の継続維持を期待できることから、補助金交付に係る終期設定は馴染まない。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川いのちの電話相談員養成事業補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	自殺対策の重要性が高まる中、「いのちの電話」の必要性和役割は一層増しており、専門相談員による24時間体制の相談事業は他に類を見ないうえ、同様の体制を他団体が担うことは極めて困難であることから、継続的な支援が必要である。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.126】

補 助 金 名 称	旭川精神障害者家族連合会運営費補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への運営費補助金					始期	S49		終期	-
予 算 事 業 名	地域精神保健活動費					(事業コード)		031314		
所 管 部 署	健康保健 部 保健所 保健予防 課					係	電話番号		内 2986	
交付先(団体、個人等)	旭川市精神障害者家族連合会(団体)									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		旭川市精神障害者家族連合会							
	(意図) どういう状態にしたい		精神障害者やその家族同士の交流により、精神障害者の社会参加や相談の場を確保する。							
対象事業等の内容	精神衛生事業の普及と精神障害者をもつ立場での関連する諸問題の解決に向けて、各企画事業を運営している旭川市精神障害者家族連合会に補助金を交付する。									
積算方法	補助対象経費に2分の1を乗じた額と当該会計年度予算額を比較して少ない方の額。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 会員数					② 主催事業				
	単位:人					単位:回				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	85	86	83	70	53	1	1	1	1	1
成果指標と過去5年間の実績	① 主催事業参加数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	15	16	16	50	33					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		41	19	26	35	4
		市補助金		200	200	200	200	200
		会費		263	273	250	256	270
		交付金		100	100	100	0	100
		寄付金		1	30	0	0	0
		その他		22	42	21	98	56
	収入合計		627	664	597	589	630	
	市補助率(%)		31.9%	30.1%	33.5%	34.0%	31.7%	
	支出合計		606	638	562	585	630	
	うち食糧費、交際費							
次年度繰越		19	26	35	4	0		
市負担額	一般財源		200	200	200	200	200	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
			金額	375	384	388	392	404
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		575	584	588	592	604	
受益対象者数		86	83	70	53	60		
補助金単位コスト(単位:円)		6,686	7,036	8,400	11,170	10,067		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
		団体の運営、会計処理等		◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
				◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
				◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
				会計処理については、事務職員が行い、総会時に監査から会計監査報告書を受けており適正に処理されている。				

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目	チェック項目等	評価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	☒ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ☒ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ☐ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ☐ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象
	(2)受益者負担	☒ 適正な負担を設定 ☐ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ☐ 上記以外
	(3)補助率の参考基準	☒ 団体 1/2以内 ☐ 個人 1/3以内 ☐ 個人等に対する利子補給 5%以内 ☐ 上記以外
	(4)見直し期間(終期設定)	☐ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ☐ 奨励目的の補助、終期を設定 ☒ 終期未設定で、補助継続4年以上 ☐ 有(4年未満) ☐ 有(4年以上) ☐ 継続4年未満 ☐ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) ☒ 同一団体補助だが、見直し設定していない ☐ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	☒ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ☐ 上記以外
	(6)支出を証する書類の添付	☐ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ☐ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ☒ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ☐ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ☐ 上記以外
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する) 不特定多数の市民に直接・間接的に効果が行きわたっている。 ☒ 公益性が高い ☐ 公益性が高いとは言えない
	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する) 補助事業に類似したサービス等を提供する団体がない。 ☒ 必要性が高い ☐ 必要性が高いとは言えない
	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する) 家族相談会、電話相談、個別家族相談にて当事者家族の悩みや相談に応じており、昨年は12回84名参加している。定例会を通じて相談活動の場を設けることにより、本市の住民福祉の向上に寄与することができた。 ☒ 効果が高い ☐ 効果が高いとは言えない
	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。 1(4)について、精神障害者の自立・社会復帰等に係る支援のみならず、当事者家族の悩みや相談に応じる社会的な受け皿としての活動に取り組んでおり、他の団体による代替性が低く、終期を設定することは、福祉増進活動等の充実を図るという目的にそぐわない。

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川精神障害者家族連合会運営費補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	精神障害者の社会参加の促進につながることで、また、精神障害者の家族が同じ悩みを抱える人との交流や相談会、学習会など、家族会の活動は他の団体による代替性が低いものであることから、補助金交付は継続することが妥当である。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.127】

補 助 金 名 称	旭川地方食品衛生協会事業負担金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	H12		終期	—
予 算 事 業 名	食品衛生指導費					(事業コード)		023101		
所 管 部 署	健康保健 部 保健所 衛生検査 課					食品保健 係	電話番号		内線 2973	
交 付 先 (団 体 、 個 人 等)	旭川地方食品衛生協会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		食品関係事業者及び市民							
	(意図) どういう状態にしたい		食品衛生をはじめ、公衆衛生思想の普及・推進を図る。							
対象事業等の内容	食品衛生の普及啓、情報提供(ホームページや機関誌)、各種講習会、研修会及び巡回指導を実施し、本市の食品衛生行政の推進につながるものである。									
積算方法	単価を5円とし、これに前年度4月1日現在の旭川市人口を乗じた額とする。ただし、1万円未満で四捨五入し、当該会計年度予算で定めた額の範囲内とする。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 講習会・研修会受講数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	851	1,204	1,066	986	1,126					
成果指標と過去5年間の実績	① 食中毒発生件数					②				
	単位:件					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	1	3	7	6	3					

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		422	1,715	712	774	832
		市負担金		1,660	1,650	1,630	1,610	1,590
		公共団体助成金		249	256	254	252	252
		道食協補助金		698	728	654	670	656
		日食協補助金		145	140	108	110	100
		その他		14,391	11,547	12,728	12,685	11,556
	収入合計		17,565	16,036	16,086	16,101	14,986	
	市補助率(%)		9.5%	10.3%	10.1%	10.0%	10.6%	
	支出合計		15,850	15,324	15,312	15,269	14,986	
	うち食糧費、交際費		15	35	108	32	50	
次年度繰越		1,715	712	774	832	0		
市負担額	一般財源		1,660	1,650	1,630	1,610	1,590	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
				751	767	776	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		2,411	2,417	2,406	2,393	2,398	
受益対象者数		329,822	326,057	322,527	318,088	314,101		
補助金単位コスト(単位:円)		7	7	7	8	8		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
		団体の運営、		◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
		◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である。						
会計処理については、会計責任者のもと行われており、また、総会開催までに、監査から会計監査報告を受けており適正に処理されている。繰越金については、翌年度の負担金交付までに必要な最低限度の運営資金(職員3名3か月分の給与、年度当初に開催される定期総会に係る費用、パソコンリース代支払に係る費用等)として妥当な状況となっている。								

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

、

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基 準との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	□ 概ね合致する
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 合致しない
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
			□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
2 公益性	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない
		◇ 上記以外	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	(※左欄2項目とも適合)
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		食品関係事業者及び市民に対して講習会やセミナー等により食品衛生に係る知識の普及啓発を行い、また食品関係施設への巡回指導や支援を行うことで、飲食物に起因する危害の発生(食中毒等)防止に寄与している。市内に同様の事業を行う団体はほかにない。	■ 公益性が高い
	3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		同協会は、食品関係事業者及び市民に食品衛生に係る知識の普及啓発を行い、行政を補完する役割を担っている。また、市長の指定を受け、食品衛生責任者講習会の運営や事業者における衛生管理の支援等を行っており、同協会の活動は、市民の食の安全の確保に寄与している。	■ 必要性が高い
4 効果	4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		食品衛生指導員による食品関係施設の積極的な巡回指導(令和6年度は401施設を巡回。)、食の安全・安心・五つ星事業等(現在19施設が取組中である。)を行っており、行政では実施困難な事業者の目線に立ったきめ細かな支援を行っている。また、雑誌広告掲載による啓発、食品衛生に関するセミナーを行うことで、本市の食品衛生の向上に寄与していると考えられる。 なお、同様の事業を行う団体はほかになく、道内他自治体においても本市と同様の目的で同協会へ負担金を交付していることから、本市においても食品衛生を向上を図るため、今後も負担金を継続していく必要がある。	■ 効果が高い
	5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	□ 効果が高いとは言えない
		(1)補助対象経費としては、運営事業費、教育助成調整費、教育活動費及び事業調整費となっており、事業に研修も含むが、衛生教育的内容となっており、概ね合致している。 (2)受益者負担がないことから、合致しない。 (3)補助率の参考基準によらない積算のため、合致しない。 (4)食品衛生や公衆衛生思想の普及・推進は、市民ひいては国民の健康保護のため恒久的に取り組む必要があるため、終期の設定はなじまない。 ※負担金額は、単価を5円とし、前年度4月1日現在の旭川市人口を乗じ、1万円未満を四捨五入して算出しており、この算出方法は、中核市移行以前から1市8町(現在は9町)の申し合わせにより決定されている。	
	5 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		同協会は、食品関係事業者及び市民に食品衛生に係る知識の普及啓発を行い、行政を補完する役割を担っている。また、市長の指定を受け、食品衛生責任者講習会の運営や事業者における衛生管理の支援等を行っており、同協会の活動は、市民の食の安全の確保に寄与している。	■ 必要性が高い
	4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		食品衛生指導員による食品関係施設の積極的な巡回指導(令和6年度は401施設を巡回。)、食の安全・安心・五つ星事業等(現在19施設が取組中である。)を行っており、行政では実施困難な事業者の目線に立ったきめ細かな支援を行っている。また、雑誌広告掲載による啓発、食品衛生に関するセミナーを行うことで、本市の食品衛生の向上に寄与していると考えられる。 なお、同様の事業を行う団体はほかになく、道内他自治体においても本市と同様の目的で同協会へ負担金を交付していることから、本市においても食品衛生を向上を図るため、今後も負担金を継続していく必要がある。	■ 効果が高い
	5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	□ 効果が高いとは言えない
		(1)補助対象経費としては、運営事業費、教育助成調整費、教育活動費及び事業調整費となっており、事業に研修も含むが、衛生教育的内容となっており、概ね合致している。 (2)受益者負担がないことから、合致しない。 (3)補助率の参考基準によらない積算のため、合致しない。 (4)食品衛生や公衆衛生思想の普及・推進は、市民ひいては国民の健康保護のため恒久的に取り組む必要があるため、終期の設定はなじまない。 ※負担金額は、単価を5円とし、前年度4月1日現在の旭川市人口を乗じ、1万円未満を四捨五入して算出しており、この算出方法は、中核市移行以前から1市8町(現在は9町)の申し合わせにより決定されている。	

4 令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	旭川地方食品衛生協会事業負担金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	市負担金の積算方法等について、引き続き検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
令和4年度～令和7年度	協会との協議及び財政課への確認を行いながら、交付基準に沿った形での支出となるように進めている。令和6年度内に、負担金の算定方法の改正について協会の合意が得られたことから、引き続き適正な支出に向けて取り組む。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5 補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	負担金が大幅に減額となった場合、協会は自主衛生管理の推進や、市民に対する食品衛生意識の普及啓発などの活動を継続することが困難となり、市民生活に影響が及ぶ可能性もあるため、本市の補助金交付基準を踏まえた見直しを進めつつ、支出を継続する必要がある。
解決に向けた取組	今後も、協会会長・役員等と協議を重ね、負担額の算出方法を含めた支出の在り方の検討を進める必要がある。

6 全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	自主衛生管理の推進や、市民に対する食品衛生意識の普及啓発などの活動を継続することが困難となり、市民生活に影響が及ぶ可能性があるため、本市の補助金交付基準を踏まえた見直しを進めつつ、支出を継続する必要がある。
外部評価	—	—
2次評価	見直し	市負担金の積算方法等について、引き続き検討すること。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要 【No.128】

補 助 金 名 称	旭川浴場組合活性化事業費補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	H3		終期	—
予 算 事 業 名	公衆浴場支援費					(事業コード)		023107		
所 管 部 署	健康保健 部 保健所 衛生検査 課					生活衛生 係		電話番号	内線 2971	
交付先(団体、個人等)	旭川浴場組合									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		普通浴場事業者及び市民							
	(意図) どういう状態にしたい		市民の保健衛生上必要不可欠な普通浴場の廃業を防ぎ、経営を安定させ、市民の普通浴場利用の機会の確保を図る。							
対象事業等の内容	普通浴場の活性化対策として旭川浴場組合が行う銭湯スタンプラリーや夏休み子供とふれあい入浴等の事業に対し、補助金を交付する。									
積算方法	対象事業費の1／2以内(当該会計年度予算の範囲内)									
事業量指標と過去5年間の実績	① 各種事業数					②				
	単位:事業数					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	5	4	4	6	6					
成果指標と過去5年間の実績	① スタンプラリーポイントに応じた景品引換人数					② 1日平均入浴客数(旭川浴場組合加入施設)				
	単位:人					単位:人				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	155	189	202	258	258	69.9	73.9	85.5	87.8	70.8

2 収支状況等 単位:千円

			令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越					1	
		市補助金	675	700	3,398	3,398	3,398	
		協議会負担	336	332	312	288	312	
		組合助成金	100	150	111	0	50	
		スタンプラリー負担金	13	14	230	537	376	
		イベント負担金	201	204	2,745	2,574	2,660	
		その他	26					
	収入合計		1,351	1,400	6,796	6,797	6,797	
	市補助率(%)		50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
	支出合計		1,351	1,400	6,796	6,796	6,797	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越		0	0	0	1	0		
市負担額	一般財源		675	700	3,398	3,398	3,398	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
			金額	751	767	776	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		1,426	1,467	4,174	4,181	4,206	
受益対象者数		329,822	326,057	322,527	318,088	314,101		
補助金単位コスト(単位:円)		4	4	13	13	13		
適格性			◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない					
			◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
			◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
			◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			旭川浴場組合活性化事業収支決算書及び関係領収書を精査した結果、適正に処理されている。 事業計画どおり事業が実施されており、補助目的と整合性が図られている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
			■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
			■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
			■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	1(2) 受益者負担について、受益者である市民(入浴者)が支払う入浴料金は、物価統制令に基づき統制されているため、統制額を超えて、負担を求めることはできない。		
	1(4) 見直し期間について、市民の浴場利用の機会の確保を継続する必要があるため、終期の設定はなじまない。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川浴場組合活性化事業費補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	浴場が減少している現状を踏まえ、浴場組合への支援の観点から、「旭川市高齢者ふれあい入浴事業補助金」との統合による効率的な執行を念頭に見直す。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
令和4年度	長寿社会課の事業である「高齢者ふれあい入浴事業補助金」及び本事業「旭川浴場組合活性化事業費補助金」に係る事業統合を含めた事業の在り方について、長寿社会課と協議を重ねるとともに浴場組合関係者とも協議した上で、令和5年度から高齢者ふれあい入浴事業補助金は廃止し、本事業に統合した。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	市民の保健衛生上必要不可欠な普通浴場の廃業を防ぎ、経営を安定させ、市民の普通浴場利用の機会の確保を図るため、支出を継続する必要がある。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.129】

補 助 金 名 称	旭川市公衆浴場設備整備事業費補助金									
補 助 金 の 性 格	個人への補助(事業費補助)					始期	S58		終期	—
予 算 事 業 名	公衆浴場支援費					(事業コード)		023107		
所 管 部 署	健康保健 部 保健所 衛生検査 課					生活衛生 係		電話番号	内線 2971	
交付先(団体、個人等)	旭川市確保特定浴場指定指針に基づく確保特定浴場の指定を受け、かつ北海道公衆浴場業生活衛生同業組合の行う公衆浴場設備整備事業の補助対象設備を整備した旭川市内の普通浴場経営者(旭川浴場組合を構成する普通浴場経営者)									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		旭川市確保特定浴場指定指針に基づく確保特定浴場の指定を受けた旭川市内の普通浴場							
	(意図) どういう状態にしたい		保健衛生上必要不可欠な普通浴場の廃業を防止し、かつ、設備の改善を促進し、レジオネラ症を防止するなど、市民が常時、衛生的に入浴する機会を確保する。							
対象事業等の内容	旭川市確保特定浴場指定指針に基づく確保特定浴場の指定を受けた旭川市内の普通浴場経営者が、北海道公衆浴場業生活衛生同業組合が行う公衆浴場設備整備事業における補助対象設備の整備(※)に要した経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。(※前年度又は前々年度に実施した整備が補助対象となる。)									
積算方法	補助対象設備の整備に要する経費のうち、運搬費、据付費及び付帯工事費を除いた経費を補助対象経費とし、旭川市公衆浴場設備整備事業費補助金交付要綱に定める施設の区分に応じ、同要綱に定める補助率を乗じた額を補助する。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 設備整備を行った普通浴場数					② 設備整備を行った普通浴場の率				
	単位:施設数					単位:%				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	4	3	2	2	1	26.7	23.1	15.4	16.7	7.7
成果指標と過去5年間の実績	① 旭川浴場組合加入施設数(市内)					② 1日平均入浴客数(旭川浴場組合加入施設)				
	単位:施設数					単位:人				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	15	13	13	12	13	69.9	73.9	85.5	87.8	70.8

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		2,183	4,099	2,637	1,497	4,072
		北海道補助金		2,183	4,099	2,637	1,497	4,072
		経営者負担		1,231	4,040	1,011	353	6,847
		その他						
	収入合計		5,597	12,238	6,285	3,347	14,991	
	市補助率(%)		39.0%	33.5%	42.0%	44.7%	27.2%	
	支出合計		5,597	12,238	6,285	3,347	14,991	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越		0	0	0	0	0		
市負担額	一般財源		2,183	4,099	2,637	1,497	4,072	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
				751	767	776	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		2,934	4,866	3,413	2,280	4,880	
	受益対象者数		329,822	326,057	322,527	318,088	314,101	
補助金単位コスト(単位:円)		9	15	11	7	16		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、会計処理等		◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			事業実績報告書及び関係領収書を精査した結果、適正に処理されている。 旭川市公衆浴場設備整備事業費補助金交付要綱に基づいた事業が実施されており、補助目的と整合性が図られている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付 基準 との 適合 性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		□ 有(4年未満)	
◇ 奨励目的の補助、終期を設定		□ 有(4年以上)	
◆ 終期末設定で、補助継続4年以上		□ 継続4年未満	
		■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
(5)交付規程 (支出根拠)	◇ 同一団体補助だが、見直し設定していない	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない	
	◇ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
(6)支出を証する書類の添付	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)	
	◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施		
2 公益 性	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する	
	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
3 必要 性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	普通浴場は市民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに、市民の健康の増進等に関し重要な役割を担っているため。	■ 公益性が高い	
		□ 公益性が高いとは言えない	
4 効果	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	市民の生活に必要な不可欠な普通浴場の経営を安定させるために設置した補助金である。したがって本補助金が廃止、縮小されれば普通浴場の減少につながる可能性がある。	■ 必要性が高い	
		□ 必要性が高いとは言えない	
5 その他	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	市内普通浴場の業態は様々であるが、補助対象事業の収支状況の市負担割合が44.7%と高いことから普通浴場の経営安定のためには不可欠な補助金であり、普通浴場の廃業を防止するために一定の効果があると認識している。	■ 効果が高い	
		□ 効果が高いとは言えない	
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	1(2) 受益者負担について、受益者である市民(入浴者)が支払う入浴料金は物価統制令に基づき統制されているため、統制額を超えて、負担を求めることはできない。 1(3) 補助率の参考基準について、対象浴場の区分により補助率が異なるため、単純に評価できない。なお、補助率は施設の経営状況等による区分により、1/2、1/4又は1/6になっている。		

4令和3年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	旭川市公衆浴場設備整備事業費補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	現在、本市要綱では道が交付した補助金の額と同額を交付していることから、道の額が確定した(設備整備を行った)翌年以降に交付している。しかし、前年度の整備事業に対して補助金を交付するという仕組みが一般的な補助の方法に依らないため制度の在り方の検討が必要である。
解決に向けた取組	道の額が確定していない段階での予算計上は困難であるが、道や組合との協議を重ね、本市要綱の見直しを含めた制度の在り方についての検討が必要である。

6全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	現行の補助方法が最も適当と考えられるが、要綱の見直しを含めた制度のあり方についての検討が必要である。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要 【No.130】

補 助 金 名 称	普通公衆浴場燃料価格等高騰対策支援金											
補 助 金 の 性 格	個人への事業費補助						始期	R4		終期	R6	
予 算 事 業 名	普通公衆浴場燃料価格等高騰対策費						(事業コード)		022121			
所 管 部 署	健康保健 部 保健所 衛生検査 課						生活衛生 係		電話番号	内線 2971		
交付先(団体、個人等)	旭川市内の普通浴場経営者											
交付目的	(対象) 誰、何に対して		旭川市内の普通浴場									
	(意図) どういう状態にしたい		保健衛生上必要不可欠な普通浴場の廃業を防止し、市民が常時、衛生的に入浴する機会を確保する。									
対象事業等の内容	物価統制令によって入浴料金が統制されている普通公衆浴場に対し、燃料価格等の高騰の中においても衛生的管理を確保しながらの事業の継続を図るため、燃料価格等高騰分の一部を支援する。											
積算方法	1日当たりの平均入浴客数により区分された各浴場の予想電気代高騰分を基本額とし、燃料に重油を使用している施設については、予想重油代高騰分を上乗せした額を補助する。											
事業量指標と過去5年間の実績	① 燃料として重油を使用している普通浴場数					単位:件	② 燃料として重油を使用していない普通浴場数					単位:件
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06		
			2	2	2			12	11	12		
成果指標と過去5年間の実績	① 営業を行っている普通浴場数					単位:施設数	② 1日平均入浴客数(市内普通浴場施設)					単位:人
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06		
			14	13	14			94.6	96.6	85.6		

2 収支状況等 単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越							
		市補助金				3,840	7,099	5,900	
		協議会負担							
		その他							
	収入合計				3,840	7,099	5,900		
	市補助率(%)				100.0%	100.0%	100.0%		
	支出合計				3,840	7,099	5,900		
うち食糧費、交際費									
次年度繰越				0	0	0			
市負担額	一般財源								
	特定財源				3,840	7,099	5,900		
	人件費	正職員	人工		0.1	0.1	0.1		
			金額		767	776	783		
		臨時・嘱託／会計年度任用職員							
	その他事務費								
	合計				4,607	7,875	6,683		
受益対象者数				326,057	322,527	318,088			
補助金単位コスト(単位:円)				14	24	21			
適格性	共通事項			◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等			◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
				申請書類及び関係帳簿を精査した結果、適正に処理されている。 普通公衆浴場燃料価格等高騰対策支援金給付要綱に基づき支出されており、支出目的と整合性が図られている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		■ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満	
◆ 奨励目的の補助、終期を設定			
◇ 終期末設定で、補助継続4年以上		□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外) □ 同一団体補助だが、見直し設定していない □ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
(5)交付規程 (支出根拠)		◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
(6)支出を証する 書類の添付	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)	
	◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	■ 概ね合致する	
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。		
	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	普通浴場は市民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに、市民の健康の増進等に関し重要な役割を担っているため。		■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	市民の生活に必要不可欠な普通浴場は、物価高騰の中でも燃料を焚き続ける必要があるが、物価統制令により入浴料金が統制されており、本補助金はその経営を安定させるために必要である。		■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	市内普通浴場の業態は様々であるが、物価高騰が続く中、普通浴場の経営安定のためには不可欠な補助金であり、普通浴場の廃業を防止するために一定の効果があると認識している。		■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	1(2) 受益者負担について、受益者である市民(入浴者)が支払う入浴料金は物価統制令に基づき統制されているため、統制額を超えて、負担を求めることはできない。		
	1(3) 補助率の参考基準について、対象浴場の区分により補助額が異なるため、単純に評価できない。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	終了	—
外部評価	—	—
2次評価	終了	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)